

情報通信審議会 郵政政策部会（第40回）議事録

- 1 日時 令和7年7月31日（木）10:00～10:24
- 2 場所 Web会議による開催
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）
東條 吉純（部会長）、荒牧 知子、桑津 浩太郎、横田 純子（以上4名）
 - (2) 総務省
阿達 雅志（総務副大臣）
<国際戦略局>
柴山 佳徳（官房審議官）
<情報流通行政局>
牛山 智弘（郵政行政部長）
折笠 史典（郵政行政部 郵便課長）
渡部 祐太（郵政行政部 企画課 信書便事業室長）
 - (3) 事務局
金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）
- 4 議題
 - (1) 答申案件
「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について
【令和6年6月24日付け諮問第1239号】
 - (2) 議決案件
「郵政政策部会における委員会の設置」の一部改正について

開 会

○東條部会長　ただいまから、情報通信審議会第 40 回郵政政策部会を開催いたします。
本日は、ウェブ会議を開催しており、現時点で、委員 6 名中 4 名が出席し、定足数を満たしております。なお、本日は答申案件の後に、阿達副大臣に御挨拶をいただく予定となっております。

初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　先般の人事異動におきまして新たに着任いたしました本会議に出席している幹部職員を紹介させていただきます。本日は審議時間も限られていることから、大変申し訳ございませんが、事務局からまとめた御案内とさせていただきます。幹部職員からの挨拶はありませんが、御了承ください。

まず、柴山大臣官房審議官、続きまして、情報流通行政局においては、渡部郵政行政部企画課信書便事業室長となります。

以上でございます。

○東條部会長　ありがとうございました。

議 題

(1) 答申案件

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について【令和 6 年 6 月 24 日付け諮問第 1239 号】

○東條部会長　本日の議題は、答申案件 1 件、議決案件 1 件です。

初めに、令和 6 年 6 月 24 日付け諮問第 1239 号「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について審議いたします。

○折笠郵便課長　議題の(1)答申案件「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について御説明をさせていただきます。

6 月 5 日に開催されました前回の郵政政策部会におきまして御審議、御議決をいただいた上で、意見募集手続を実施しましたので、今般、その結果を受けて再度答申案という形でお諮りをするものとなっております。

まず、資料の 40-1-1 に基づきまして御説明をさせていただきます。こちらは意見募集に寄せられました御意見、それらに対する考え方をまとめた資料となっております。

1 ページ目、意見募集の結果の概要です。本答申案について、6 月 6 日から 7 月 7 日の間、意見募集を行いました。その結果、法人・団体の方から 2 件、個人等の方から 23 件、合計 25 件の御意見をいただきました。

2 ページ目以降がいただいた具体的な御意見についてです。御意見については、同趣旨の意見はまとめさせていただきつつ、それぞれの御意見に対する考え方、修正の有無について事務局の案を記載しております。

主なものを御紹介いたします。2 ページ目、日本郵政グループ労働組合からの御意見です。

まず、前段の御意見についてです。本答申案について、郵便事業の安定的な提供を可能とするための具体的な考え方と方向性が示されたものと認識しているということで、本答申案を踏まえ、郵便料金に係る制度等について適切に見直し等が行われるよう要望する旨の御意見となっており、賛同の御意見と受け止めております。

また、後段の御意見については、今後検討すべき事項等について検討を行うに当たり、関係者の意見等を丁寧に聴取することを要望するものとなっております。こちらについては、本答申案において、今後検討すべき事項等について、総務省において、専門家等の参画も得ながら、利用者を含む関係者の意見も適切に聴取しつつ、検討を行うことが望ましいとしており、その旨を回答しております。

3 ページ目について、こちらは一般社団法人日本新聞協会販売委員会からの御意見です。冒頭に、「答申案が「第三種郵便物の現行制度を据え置く」とした検討結果を妥当と考えます。」とあり、賛同の御意見と受け止めております。

4 ページ目以降は個人の方、それから、匿名の方からの御意見です。

4 ページ目の御意見においては、料金上限における総括原価方式の採用や、原価の算定の具体的な考え方についての御意見を頂戴しております。それに対する考え方としては、まず、本答申案におきまして総括原価方式を採用することが望ましいとしていること、それから、算定基準等においては一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましいとした上で、具体的な算定基準等の検討は、今後、総務省において、専門家等の参画を得ながら、議論を行うことが望ましいとしていることなどを、考え方においてお示ししております。

5 ページ目は、25 グラム以下の定形郵便物の料金規制の特例の廃止、料金の見直しに関する御意見です。これに対する考え方は、不当に高額な郵便料金の設定の防止の観点から、料金の上限額に一定の規制を課す仕組みは維持しつつ、より主体的・機動的に対応することを可能とする制度の導入を検討することが望ましいと本答申案に記載しているということをお答えした上で、具体的な料金の設定など、日本郵便の個別サービスに関する御意見については、一義的に日本郵便において検討すべきと考えるということをお答えしております。

下段について、小型荷物の利益は郵便事業の収支を補うために用いるべきという御意見です。これについては、収支相償の見直しにより一定程度実現するということが本答申案にも書かれている一方で、郵便事業の赤字を他事業の収益で強制的に補填する制度というものは、公正な競争や日本郵便の経営に大きな影響を及ぼすため適切ではないとい

うことも本答申案で記載している旨を回答しております。

6 ページ目について、値上げがますますの赤字につながるという御意見でして、本答申案においても、値上げが一層の通数減少につながるということが想定されるということも踏まえ、日本郵便の経営判断の余地を拡大することが望ましいとしている旨を回答しております。

6 ページ目の下段から 7 ページ目にかけての御意見について、赤字幅を数値で示すべき、また、今後いくらの引上げが必要なのかを示すべきという御意見です。まず、赤字幅ですが、郵便事業の収支につきまして日本郵便が毎年公表しているということに加え、本答申案においても 2022 年度、2023 年度の収支については記載をしているところです。また、値上額の算定の基礎となる具体的な算定基準等については、先ほどもございましたとおり、今後、専門家等の参画を得ながら議論を行うということと、その際には収支予測等を適切に示していくことが望ましいとしていることなどを回答しております。

7 ページ目の下段の御意見について、1 つ目は、郵便物の放棄や貨物自動車運送事業法の不履行による日本郵便への信頼低下が郵便の利用率低下の原因と思われるので、その旨を記載できないかという御意見ですが、こちらについては、両者の関係が明らかになってはいないため記載が難しいという旨をお示ししております。

また、2 つ目の御意見は、25 グラム以下の定形郵便物と 25 グラム超の郵便物の料金が同一なのは郵便法に矛盾しているのではないかという御意見でして、25 グラム以下の定形郵便物には上限額が法律で定められていますが、その一方で 25 グラム超の郵便物の料金は額に関する規制は特になく、届出で設定可能となっておりますので、同額だとしても郵便法の規定と矛盾するものではない旨をお示ししております。

8 ページ目中段の御意見について「持続可能な郵便事業に向けて郵便自体の在り方を検討すべきではないか」という御意見です。この点に関し、本答申案においても持続可能な郵便事業の在り方について今後の検討課題ということで記載していますので、その旨を回答しています。

8 ページ目の下段から 13 ページ目の上段にかけては、日本郵便や郵便局の具体的なサービスに関する御意見や御提案をいただいています。

例えば、9 ページ目において、郵便局における住民票等の発行を拡大すべきではないかという御意見や、10 ページ目の下段の辺りにおいては、郵便計器の利用者に対する割引制度の拡大などをすべきではないかといった御意見でして、こういった日本郵便や郵便局の個別具体的なサービスに関する御意見、御提案につきましては、8 ページの末から 9 ページにおいて、一義的に日本郵便において検討すべきものと考えということと、必要に応じて総務省において今後の政策検討の参考とすることが適当であるという考え方を示しております。

13 ページ中段から 14 ページの上段にかけては郵政民営化に関する御意見をいただいております。本答申案については郵便料金制度の在り方に関する検討結果をまとめたも

のであり、それ以外の御意見となるため、これらの御意見については、必要に応じて総務省において今後の政策検討の参考とすることが適当としております。

14 ページ目は、その他、日本郵便への処分や株式売却等についての御意見、審議会の中立性の御意見などです。これらも郵便料金制度に関わるものではないため必要に応じて総務省において今後の政策検討の参考とすることが適当であること、本件検討については中立性が担保されていると考えていることなどを回答としております。

表の右端に修正の有無欄がございます。今回いただいた御意見は、今、御紹介したところですが、いずれも本答申案の修正は要しないものと考えておりますので、「無」ということで記載をしております。

その一方で、大変恐縮ですが、本答申案について、前回の部会でお諮りしたのから若干、誤字や表現的な平仄合わせなどの形式的な修正を行っておりますので、そちらについて御説明いたします。

まず、40-1-2の14ページ目について、見え消しで記載をしておりますが、前回御説明した案においては「収支相償を求める規制」という記載をしていましたが、当該文章の中での並びを取るという観点から、「収支相償を求める制度」と修正をしております。

続いて、34ページ目について、上から5行目、「賃金構造を参考にしてはどうかとの意見」の「と」が脱字でしたので、こちらを追加しております。

また、3段落目の「ただし」から始まっているところですが、「工夫が必要になるのではないかとの意見が」の部分につきまして、このパラグラフの中での文章表現を整えるという観点から、「が」を削除しております。

本答申案についての修正箇所は以上です。

また、資料 40-1-3 として答申案の概要をつけていますが、こちらについては前回御説明したものから修正はございません。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○東條部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。かなり多数の意見が寄せられましたけれども、修正・変更なしということでした。

○折笠郵便課長　　おっしゃるとおりで、先ほど御説明申し上げました形式的な修正を除きますと、特にいただいた御意見に係る修正というところはございません。

○東條部会長　　いかがでしょうか。前回も見えていただいておりますので、特に御意見ないのかもしれませんが。

○横田委員　　感想だけお伝えさせていただきたいと思います。

意見がかなり集まったということで、注目がすごく集まっているなというところを私自身感じております。答申案と違う意見もたくさんあったと思いますが、それだけ期待が大きいのかなと思っておりますので、引き続き御丁寧な御対応いただけますようお願い

いたします。

○東條部会長 ありがとうございます。

○折笠郵便課長 おっしゃるとおり多数御意見いただいております、今後検討する際にもしっかりと意見を聞きながら検討してほしいといったような御意見も頂戴しておりますので、今後のもろもろの検討の過程に当たりましても、しっかりと御意見を聞きながら、郵便事業の在り方等を考えてまいりたいと思います。

○横田委員 よろしく願いいたします。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○荒牧委員 全般的に全く異存ございません。

これも感想ですが、今回は料金についての議論でしたが、サービスレベルとコストと料金というのは、表裏一体というか、切り離せないものだなというのは改めて感じていました、今回のいろんな御意見というの、やはりユーザー側からの意見で、極端な、取るに足らない意見もありますけども、一方で、割と本質的な、酌むべき意見というの散見されますので、そういった意味では、料金は料金、今回は今回なんですけども、やはり遠からず全体について見直していく時期なのかなというふうに改めて感じた次第です。

○東條部会長 ありがとうございます。

○折笠郵便課長 委員会、それから、本部会におきましても、郵便料金を超えた部分の、ニーズに合った郵便サービスの在り方やネットワーク維持の方策についての御意見も頂戴しており、まさに本答申案においても、持続可能な郵便事業を確保するという観点から、今後も総務省において検討すべきということも言っておりますので、しっかりと答申いただいた内容を受け止め、検討も今後やってまいりたいと考えております。

○荒牧委員 よろしく願いします。

○東條部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料 40-1-1 の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料 40-1-2 の答申（案）について資料 40-1-4 の答申書（案）のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議の申出なし）

○東條部会長 それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料 40-1-4 の答申書（案）のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申について、阿達副大臣よりご挨拶をいただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○阿達総務副大臣 総務副大臣の阿達雅志です。

ただいま答申いただいた諮問第 1239 号「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」につきましても、東條部会長をはじめ、委員の皆様のご活発な御審議を経て取りまとめいただきましたことを心から感謝申し上げます。

答申では、郵便事業における収支相償の規定を見直し、日本郵便の経営判断の余地を拡大、上限認可制度のような日本郵便の発意に基づき上限料金設定等の手続を行う制度の導入などの方向性についてお示しいただきました。総務省としても答申内容をしっかり受け止め、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き郵政行政への一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

- 東條部会長　ありがとうございました。阿達副大臣はご公務のため、ここでご退席されます。

(阿達総務副大臣退室)

(2) 議決案件「郵政政策部会における委員会の設置」の一部改正について

- 東條部会長　次に、議決案件に移ります。「郵政政策部会における委員会の設置」の一部改正について審議をいたします。
- 金子総合通信管理室長　それでは、資料 40-2 に基づき、事務局より御説明いたします。

郵便料金政策委員会については、令和6年6月24日付け諮問第1239号「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について調査をしておりましたが、本日の郵政政策部会において答申が出されたことから、その役割を終えたものとして当該委員会を廃止するため、資料の1ページの新旧対照表にありますとおり、情報通信審議会郵政政策部会決定第三号、郵政政策部会における委員会の設置の一部を改正するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 東條部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

御意見、御質問等ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、事務局からの提案どおり、「郵政政策部会における委員会の設置」の一部を改正し、郵便料金政策委員会を廃止することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合は、チャット機能でお申し出ください。

それでは、そのように決定いたします。

閉　　会

- 東條部会長　以上で本日の議題は終了いたしました。
委員の皆様から何かございませんでしょうか。

事務局から何かございますか。

○金子総合通信管理室長　　ございません。

○東條部会長　　それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。